

# 動物用医薬品等に関する法令・通知等

動物用医薬品等に関する法令・通知等について紹介します。  
 詳細は、当所HP (<http://www.maff.go.jp/nval/>) をご覧ください。

年月日／種類等	法令・通知名等	備考
平成21年5月7日 21消安第800号 消費・安全局長通知	動物用抗生物質医薬品基準の一部を改正する件(告示)の制定について	農林水産省告示第648号 動物用抗生物質医薬品基準(平成11年8月30日農林水産省告示第1123号)の一部を改正
平成21年5月18日 21消安第1719号 消費・安全局畜水産安全管理課長通知	動物に用いられる人用医薬品の人用医薬品卸売販売業からの販売について	薬事法の一部を改正する法律等の施行等について(平成21年5月8日付薬発代0508003号厚生労働省医薬食品局長通知)の4(1)⑤で規定された動物飼育施設の長が人用医薬品の卸売販売業者から注射用水等の人畜共通に用いられる医薬品を購入する場合の留意点について通知
平成21年5月27日 消費・安全局畜水産安全管理課事務連絡	動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について	平成21年農林水産省令第34号 エンロフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤等並びにフルニキシメグルミンを有効成分とする注射剤の使用禁止期間の変更について通知
平成21年7月1日 21消安第1052号 消費・安全局長通知	動物用生物学的製剤基準の一部改正について	農林水産省告示第861号 検定・検査関係告示等の制定、改正等
平成21年7月1日 21消安第2675号 消費・安全局長通知	動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について	動物用生物学的製剤基準の規定に基づき、馬インフルエンザ及び鳥インフルエンザに対する不活化ワクチンの製造用株を定めた
平成21年7月1日 21消安第2928号 消費・安全局長通知	動物用シードロット製剤の品質確保に必要な措置に係る留意点等について	検定対象となるシードロット製剤の取扱い及び検定対象外となったシードロット製剤の品質確保等について留意点を通知
平成21年7月1日 21動薬第1125号 動物医薬品検査所長通知	シードロット製剤として承認された動物用ワクチンについて(その1)	農林水産省告示第864号により検定対象から除外されたシードロット製剤の承認品目及びこれらについて検定合格証紙が添付されずに流通することを通知



## けやきコラム

梅雨に入り蒸し暑い日々が続いていますが、皆様にはご健康に十分ご注意ください。

じめじめして過ごしにくい季節ですが、日本農業の基幹である稲作にとっては秋の豊かな実りを育むために欠かせない大切な気候です。ものごと全てには表裏一体短所と長所があるものです。

時代は恒に動いており、昨今その流れは速さを増しています。次々と新しいことが起こり、今まで良かれと思ってやってきたこと、最適だったことが、悪しきこと不都合なことになることもあります。我々公職にある者は時代の流れを敏感に感知し、国民の目線と科学技術水準に照らしてその時代に最適な対応をしていくことが必要になる時代となってきました。

細菌が新しい抗生物質に耐性を発現・獲得して生き延びていくように、我々も新しい時代に耐性を発現・獲得して生き延びていかなければなりません。我々の中には必ず新しい時代の流れに適応できる遺伝子が潜んでいるはずです。また、その様な新しい世界で行く抜く技を心得た者が必ずいて、その技を皆に伝達してくれるはずです。

とは言っても色々なものを一度に抱え込みすぎると重荷になりかえって生き延びられなくなるのも世の常です。不

用になる余分な古い遺伝子は捨てていかなば負担が重たくなるばかりです。本当に大切な古き良きものを継承し、必要であれば世界遺産や記念物にでもして博物館のようなところに保存して、その他の古いものや役に立たないものは思い切って整理して行くことも必要です。今の指導者には不要なものを切り捨てて、新時代を生き抜くたくましい遺伝子をもった有能な若い世代の育成のため力を注ぐ勇気と努力が必要な時代になってきたのではないのでしょうか。

編集・発行

### 農林水産省動物医薬品検査所

企画連絡室企画調整課

東京都国分寺市戸倉1-15-1  
〒185-8511

電話 042-321-1861(ダイヤルイン)

URL <http://www.maff.go.jp/nval/>



本紙は再生紙を使用しています